

10月10日・11日を

デジタルの日に制定!

政府の「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」では、「デジタルの日」を設定し、官民で連携してデジタル関連の技術・サービスを利用した祝祭を実施することを提言。本市は「デジタルの日」の趣旨に賛同し、地域と連携した取り組みを実施します。

◎問い合わせ デジタル統括課 ☎23-21156

デジタルの日制定

デジタルについて定期的に「振り返り」「体験し」「見直す」ための機会として創設されました。

「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を実現するため、産学官や個人がそれぞれ参画し、社会全体でデジタルに触れ、デジタルを感じる、国民全員のための祝祭を目指すものです。

市の取り組み(予定)

- ・高齢者向けのデジタル教室
 - ・親子向けのプログラミング教室
 - ・オンライン移住セミナー
- ※その他実施できる取り組みを検討しています



取り組みを募集します

市では、「デジタルの日」の趣旨に賛同する企業などの取り組みをホームページで募集しています。

◎取り組みの参考例

- ・デジタルの日に併せたオンラインセミナーの開催
 - ・デジタル技術の体験会実施 など
- ※応募のあった取り組みは、随時市ホームページで紹介



マイナンバーカード取得で、ますます便利になります

市では、さまざまな取り組みを実施し、マイナンバーカードの普及促進を図ってきました。令和3年3月1日現在、マイナンバーカードの普及率は53.2%で、全国トップクラスです。今回は、令和3年度に実施する施策を紹介します。

◎問い合わせ 市民課 ☎23-2774

コンビニなどの各種証明書の発行

市では、マイナンバーカードを利用して、コンビニなどのマルチコピー機で、住民票の写しなどが取得できる「コンビニ交付サービス」を平成29年4月から開始しています。

市役所の開庁時間を気にすることなく、自身の都合に合わせて、近隣のコンビニなどで取得できることから、年々利用件数が増加しています。

手数料一律150円!! (令和3年7月予定)

これまでのコンビニ交付サービスの手数料は、住民票の写しなどが300円、戸籍証明書などが450円でした。

今回、証明書発行窓口の密解消などを図るため、コンビニ交付サービスの手数料を一律150円とします。

「コンビニなどで取得可能な証明書」(令和3年4月現在)

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書(全部事項証明・個人事項証明)、所得証明書、課税証明書、所得課税証明書、戸籍の附票

※各種証明書をコンビニなどで取得する際には留意点があります。詳しくは市ホームページを確認ください



「コンビニなどで取得できる証明書の種類拡充」(令和3年7月予定)

新たに「個人番号入りの住民票の写し」と「住民票記載事項証明書」がコンビニ交付サービスで取得できるようになります。